

ご質問	回答
河川法の手続が必要な「河川」とは、どのようなものを指しますか？	河川法が適用または準用される河川には、国土交通大臣が指定する一級河川、都道府県知事が指定する二級河川及び市町村長が指定する準用河川の三種類あり、工作物の設置（水道管の埋設等）、工事、取水（かんがい用水、発電用水、水道用水、工業用水など）などを行う場合に、河川法に基づく手続が必要になります。 なお、河川法の適用されない河川を普通河川または法定外河川と言います。
一般的に国は一級河川を、都道府県は二級河川を、それぞれ管理すると聞かれますが、奈良県が管理する河川はどういうものですか？	奈良県には二級河川はありません。 ただし、一級河川には、①国土交通大臣が管理する指定区間外区間（直轄管理区間：河川法第9条第1項）と②都道府県知事が管理を法定受託された指定区間（河川法第9条第2項）とがあることから、奈良県は一級河川のうち②を管理しています。
一級河川の台帳を見たい。	一級河川の台帳につきましては、たとえ奈良県が管理している区間がある河川のものであっても国が作成・保管することとなっていますので、国にお尋ねいただけますでしょうか。なお、奈良県には二級河川はありません。
開発の候補地等に、河川法の規制がかかっているかどうか知りたい。（河川区域や河川保全区域に該当するか知りたい。）	河川区域及び河川保全区域の詳しい範囲は、一級河川の国管理区間については国土交通省の河川事務所、奈良県の管理区間については県内7つの土木事務所で次の通り分担して担当しています。 お調べになっている場所を担当している土木事務所にてお答えさせていただきますのでお問い合わせください。 ①奈良土木事務所（電話0742-23-8025） 奈良市(郡山土木事務所及び宇陀土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、天理市(中和土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、山辺郡、西門川のうち真目堂川合流点から布留川合流点までの磯城郡の区域及び桜井市大豆越と天理市柳本と界を接する桜井市の区域、大和川のうち天理市小島と磯城郡田原本町大字八田と界を接する磯城郡の区域 ②郡山土木事務所（電話0743-51-0205） 大和郡山市(中和土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、生駒市、生駒郡、佐保川のうち秋篠川の合流点より下流の奈良市の区域、大和川のうち磯城郡川西町大字吐田字幸エ門裏九七〇番地先の吐田井堰(以下「吐田井堰」という。)より下流の磯城郡及び北葛城郡の区域 ③高田土木事務所（電話0745-44-3873） 大和高田市(中和土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、御所市、香芝市、葛城市、北葛城郡(郡山土木事務所及び中和土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、曽我川のうち高市郡の区域、住吉川及び葛城川のうち橿原市の区域 ④中和土木事務所（電話0744-48-3070） 桜井市(奈良土木事務所及び吉野土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、橿原市(高田土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、磯城郡(奈良土木事務所及び郡山土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、高市郡(高田土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、一般国道百六十九号の芦原トンネルのうち吉野郡の区域、一般国道百六十六号の女寄トンネルのうち宇陀市の区域、曽我川のうち大和高田市及び北葛城郡の区域、大和川のうち吐田井堰より上流(吐田井堰を含む。)の大和郡山市の区域及び磯城郡田原本町大字八田と天理市吉田と界を接する天理市の区域 ⑤宇陀土木事務所（電話0745-84-9522） 宇陀市、宇陀郡、吉野郡東吉野村、県道吉野室生寺針線のうち奈良市の区域 ⑥吉野土木事務所（電話0746-32-4051） 吉野郡吉野町(中和土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、大淀町(中和土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、下市町、黒滝村、天川村(五條土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、下北山村、上北山村、川上村、県道桜井吉野線の新鹿路トンネルのうち桜井市の区域、一般国道三百九号のうち五條市の区域、一般国道四百二十五号の白谷トンネルのうち十津川村の区域 ⑦五條土木事務所（電話0747-23-1154） 五條市(吉野土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、吉野郡野迫川村、十津川村(吉野土木事務所の管轄区域に係る部分を除く。)、熊野川のうち天川村大字塩野二四〇番の二地先及び同村同大字五四五番地先より下流の天川村の区域
土石、竹木の採取をしたい。	河川の使用には、特別使用（河川管理者の許可が必要）と自由使用（河川管理者の許可は不要）があります。 砂利や竹木の採取については、河川法第25条において河川管理者の許可を受けなければなりません。ただし、採取量が極めて少なくかつ一時的である場合は、社会通念上、自由使用の範疇として、同条の許可は不要となります。採取を考えておられる場所を担当する土木事務所にお尋ねください。
砂金、砂鉄の採取をしたい。	砂金や砂鉄については、土石や竹木とは異なり、河川法の対象ではなく鉱業法の対象となります。 そのため、鉱業法の許可等を要するか否かについて、鉱業法の所管である近畿経済産業局にお尋ねください。
河川の近くでドローンを用いて撮影したい。	①国直轄区間河川⇒撮影を予定している地域を管轄する国土交通省近畿地方整備局の河川事務所へお問い合わせいただけますようお願いします。 ②奈良県管理河川⇒特に届出や許可申請等は必要ありません。ただし、トラブル防止の観点で、念のため、撮影を予定している場所を担当する土木事務所や奈良県警察に事前に情報共有をお願いします。 ③その他の河川⇒市町村にお尋ねください。